

令和3年度 第3回 加古川市都市計画審議会

議 事 録

令和4年2月9日開催

議 題

1. 議案

(1) 議案第1号

東播都市計画卸売市場（加古川市）の変更について

2. 報告

(1) 報告第1号

播磨臨海地域道路（第二神明～広畑）に係る都市計画・環境影響評価の進捗状況について

令和3年度 第3回 加古川市都市計画審議会 議事録

開催日時及び場所	日時：令和4年2月9日（水）午後2時から午後2時40分まで 場所：加古川市役所 議場棟 協議会室		
出席した委員	欠席した委員	出席した事務局及び担当課等の職員	
三輪 康一		都市計画部 次長	村津 雅淑
安枝 英俊		都市計画部参事 兼都市計画課長	籾下 茂樹
八木 景子		都市計画課 副課長	松尾 好起
藤本 毅		都市計画課 土地利用担当副課長	杉山 直紀
加茂 保明		都市計画課 都市施設担当副課長	高橋 大始
岡田 妙子		都市計画課 地域計画係長	中居 久知
山本 賢吾		都市計画課 都市計画係 技師	坂本 愛美
	谷 真康		
柘植 厚人			
山田 拓也			
代理：加古川土木事務所 野崎まちづくり参事	達可 明朗		
荻内 晴彦			
代理：兵庫県加古川警察署 交通第一課 田中係長	角田 正文		
出席した幹事		欠席した幹事	
防災部長	平田 喜昭		
企画部長	中田 直文		
総務部長	北村 順		
産業経済部長	小野 享平		
建設部長	中務 裕文		
都市計画部長	谷川 敏康		
傍聴人			
なし			

【議事録】

司会者：

<開会の挨拶>

署名委員の指名

会 長：

加古川市都市計画審議会会長の三輪でございます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは審議に入ります前に、加古川市都市計画審議会等運営規程第3条第2項の規定により、議事録署名委員の指名を行います。

今回は岡田委員と加茂委員にお願ひいたします。

後日、事務局から本日の議事録を用意していただきますので、その際には内容をご確認いただき、ご署名をお願ひいたします。

公開・非公開の宣言

会 長：

次に、本日の審議会は、「加古川市 都市計画審議会等 運営規程第2条 第1項」の規定により、公開としますが、報告第1号については、同項ただし書きの規定により、非公開といたします。

審議

会 長：

それでは、本日の会議でご審議いただく内容でございますが、議案書の会議次第のとおり、合計2件となっております。

委員の皆様には、慎重かつ活発な審議をいただきますようお願いいたします。

○議案第1号

会 長：

それでは、「議案第1号 東播都市計画卸売市場（加古川市）の変更について」の審議に入ります。

傍聴人の入室をお願いします。

司会者（都市計画課 松尾副課長）：

本日の傍聴人はございません。

以上、報告を終わります。

会 長：

それでは、議案第1号について担当課から説明をお願いします。

説明者（都市計画課課 高橋担当副課長）：

それでは、「議案第1号 東播都市計画卸売市場（加古川市）の変更について」をご説明いたします。

加古川市総合卸売市場については、卸売市場の廃止に伴う条例廃止の可決を受け、都市計画案の作成を行い、10月8日に住民説明会を実施しております。

その後、都市計画法に基づく案の縦覧を行いました。

本日はこの縦覧結果を踏まえ、都市計画の案を付議しますので、よろしくお願ひいたします。

前面のスクリーンをご覧ください。本日の説明内容です。

「卸売市場の廃止」、「現在の進捗」、「都市計画の変更案」、「縦覧の結果」、「今後の予定」の順にご説明いたします。

お手元の議案書をご覧ください。都市計画変更に係る図書を添付しています。

議案書の1-3ページが計画書、理由書。1-4ページが変更前後対照表、1-5ページが総括図の縮小版、1-6ページが計画図です。

これら議案書と合わせ、前面のスクリーンにて、ご説明いたします。

まず、「卸売市場の廃止」について、ご説明いたします。

加古川市総合卸売市場については、昭和48年5月、青果部及び水産物部が揃う総合市場として開場し、約50年にわたり、本市をはじめ東播磨地域へ生鮮食料品を流通する拠点として機能してきました。

前面のスクリーンは、生鮮食料品の流通の概略を示したものです。

近年は、人口減少の進行や核家族化に伴い、消費者ニーズが変化し、小売店中心の流通形態は、食品スーパー等の大型量販店が主流となっています。また、大型量販店は生産地からの直接仕入れが行われ、インターネット等を活用した生産地から消費者個人への直接購入も増加傾向にあります。さらに、全国の産地は縮小、集約化が進み、大手流通業者の配送、流通手段の効率化による取組みなどから、生鮮食料品は大量集荷、分荷が行われる大都市近郊の中央卸売市場へ集約され、一層、一極集中が進んでいます。

これにより、本市場などの、地方卸売市場を経由しない取引が定着してきています。

本市場の取引においては、平成3年頃をピークに取扱金額は減少し、平成30年度時点ではピーク時の約4分の1となり、青果部においては、約5分の1まで減少していました。令和元年9月には、取扱量の減少などから、本市場唯一の青果部卸売業者が事業を停止し、現在は水産物部のみで運営しています。

青果部の体制を整えるため、新たな青果部卸売業者の公募を実施しましたが、応募がなく、青果部不在の本市場は総合市場としての機能を果たしておらず、老朽化が進む施設の大規模改修や建て替えの再整備の見通しが立たない状況となりました。

これらのことから、当市産業経済部より「加古川市公設地方卸売市場の廃止方針」を令和2年5月20日に市長決定し、令和3年9月28日には市議会において「加古川市公設地方卸売市場業務条例を廃止する等の条例」が可決され、令和4年3月31日をもって、本市場を閉場することとなりました。

次に、「現在の進捗状況」について、ご説明いたします。

前述した条例の可決を受け、都市計画の素案を作成し、10月8日に住民説明会を開催しました。場内事業者など6名にご参加いただき、意見はありませんでした。

その後、案の縦覧を行っており、これについては、のちほどご説明いたします。

次に、「都市計画の変更案」について、ご説明いたします。

卸売市場は、建築基準法第51条において「都市計画区域内においては、卸売市場の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」と規定されています。

本市場は、本市の都市計画に位置付ける施設として、都市計画法に基づく手続きを経て、その位置、規模等を定め、昭和47年1月13日に都市計画決定された施設です。

都市計画の変更案は、議案書1-3ページから1-6ページをご覧ください。

議案書と合わせて、前面のスクリーンをご覧ください。

都市計画を変更する理由について、ご説明いたします。

前述のとおり、本市場は急激な人口の増加に伴う生鮮食料品等の消費量の増加に対応し、東播磨地域における拠点的市場及び諸物資の円滑なる流通を図ることを目的に、都市計画に位置付けられました。その後、社会情勢の変化に伴う、生鮮食料品の流通の変化により、民間の食品卸業者及び大型食料品店舗等が、本市場機能にとって変わる事となり、前述のとおり閉場することとなりました。このことより、本市場は本市において、恒久的に必要な都市施設といえず、都市計画の変更、廃止をするものです。

議案書1-6ページが計画図です。

計画図では、都市計画を変更する区域を示しており、黄色の着色は、区域の削除を示すもので

す。

平成 29 年 4 月発行の加古川市都市計画マスタープランの地域別構想 野口地域においては、「公設地方卸売市場については現状を踏まえ、ニーズ等に対応した土地利用のあり方を検討する」と記載しています。

そして現在進めております改定作業においても、卸売市場の廃止を受け、産業経済部産業振興課で検討中の跡地利用との整合を図るよう調整してまいります。

変更後の都市計画の制限、地域地区についてご説明いたします。

区域の廃止に伴い、都市計画施設等の区域内における建築物等の規制がなくなり、都市計画法第 53 条に基づく建築の許可、申請が不要となります。

今回の変更においては、本市場の都市施設としての位置付けを変更、廃止するものであり、用途地域等について、変更はありません。用途地域は、現状のまま、準工業地域です。また、特別用途地区の大規模集客施設規制地区に指定しています。

次に「縦覧の結果」について、ご説明いたします。前面のスクリーンをご覧ください。

令和 3 年 11 月 25 日から 12 月 9 日までにおいて本案を縦覧に供した結果、縦覧者は 2 名おり、意見書の提出はありませんでした。この結果を踏まえ、都市計画の変更案については本案のとおりとし、今般、貴審議会にお諮りするものです。

最後に「今後の予定」について、ご説明いたします。

本審議会において、本案のとおりご承認いただけましたら、令和 4 年 4 月の都市計画決定の告示に向け、事務手続きを進めてまいります。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長：

ただいまの説明に関しまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

藤本委員：

先ほど事務局の方から説明がありましたとおり、加古川市公設地方卸売市場においては、令和 3 年 9 月に、加古川市長から加古川市議会に上程されて令和 3 年 9 月 28 日付で、この市場の業務に関する条例を廃止する件が可決されておりますので、この議案に対する異議はございません。

しかしながら私自身、県職員として、卸売市場等の指導とか再建等に携わってきた経緯等もございまして、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

皆様ご承知のとおり、卸売市場法は昭和 46 年に制定された法律でございます。ちょうど昭和 46 年と申しますと、都市計画審議会の根拠となっている都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等が制定されまして、都道府県、市町村等の地方自治体に計画性を持ったまちづくり、土地利用の権限が付与されたところでございます。

特に、卸売市場法につきましては、生鮮食料品等の取引の適正化と、その生産及び流通の円滑化を図り、国民生活の安定に資する目的で、卸売市場の計画的な整備を促進する措置等を定めた法律でございます。

先ほど説明があったように、加古川市公設地方卸売市場においても、市場法の趣旨を受けまして、昭和 48 年に開業し、50 年間にわたり加古川市民 26 万人及び近隣市町の住民、並びに飲食業者及び小売店への安定的に食料品を供給する、まさに食の流通拠点として、大きな役割を担ってきたところでございます。

食品の流通が多様化する中で、現時点では、全国的に事業展開をするイオングループ、並びにセブン&アイ・ホールディングス系列を含めたスーパーマーケットが市場の 6 割を占めるような状況にもなっており、産地と契約栽培、また農業者を組合員とする全国農業協同組合と直接取引による市場流通を通さない流通実態となっておるのが現状でございます。

そこで、国では令和 2 年に卸売市場法を改正し、卸売市場の開設、運営を許可制から届出制に変更したわけでございます。卸、仲卸制度の撤廃などの規制緩和と、営業形態の自由度を高めた

多様な市場機能を有する市場を開設者からの届出制に変更したところでございます。

加古川市の公設地方卸売市場では、令和2年9月に青果卸会社の事業廃止に端を発し、平成31年に市が策定されました卸売市場の再編計画を反故にし、公設地方卸売市場廃止に向けて市議会へ議案を提出し、可決されて進んできたところでございます。

この規模、いわゆる26万人、近隣市町を入れますと40万人近い規模の卸売市場の廃止は兵庫県下では初めてでございますし、令和2年の法改正からも全国的に例がない事例となっております。

令和4年2月9日今日現在、すでに一部青果会社等が明石市に移転したり、また本日付で加古川市内への移転も進んでおります。

また水産、菓子類の卸販売業者も移転先を模索中だというふうに関き及んでおります。

そこで、生産者、農業者の代表でもある農業委員として、また、一市民として、卸売市場の廃止後の跡地利用に関して、少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

50年の長きにわたり、加古川市民の食の流通拠点として大きな役割を果たし、親しまれてきた施設であり、近隣にはニシカワ食品等があり、パンの製造販売や学校給食のご飯炊飯機能を果たしてきた優良企業も存在することから、卸売市場の跡地は市街化区域内、市役所から1キロ圏内にある唯一規模の大きな、4万8千㎡という規模の大きな市有地ですので、市民並びに飲食業者、さらには市外からの来訪者も含め、新鮮良質の食料品を購入したり、加古川を代表する食材、例えば加古川和牛であったり、イチジクであったり、加古川パスタであったり、かつめしなどを食べる、仮称で申し上げたいと思っておりますけれども、かこがわフードパークとして整備するなど、加古川市を代表する魅力あるスポットとして創出されることを要望いたします。

当審議会の審議項目ではございませんので、回答は求めません。

以上、意見だけ述べさせていただきました。

会 長：

本日の議事につきましては、廃止することの議案ということでございますので、ただいまの委員からのご意見は一応、ご意見として承るということにさせていただきたいと思っております。

この件について、何かご質問なりご意見なりございますでしょうか。

説明者（都市計画課課長 高橋担当副課長）：

ご意見ありがとうございます。いろんなニーズ等もあると思いますが、本市のニーズ等に対応した土地利用のあり方を今後検討していきますので、よろしく願いいたします。

会 長：

他にご質問、ご意見等はございませんか。

それでは、お諮りします。

「議案第1号 東播都市計画卸売市場（加古川市）の変更について」は、原案のとおり承認し、市長に答申してよろしいか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案を承認し、市長に答申いたします。

○報告第1号

（加古川市都市計画審議会等運営規程第2条第1項の規定により非公開）

事務局：

＜事務連絡＞

会 長：
〈閉会の挨拶〉